

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）の一部が改正され、引用条項の条ずれが生じたことから、条例の一部を改正する。

2 改正内容

第7条第2項第3号中「第20条の3第3項各号」を「第21条第3項各号」に改める。

第8条中「第20条の3第4項」を「第21条第4項」に改める。

第47条第1項中「第23条第1項」を「第37条第1項」に改める。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。